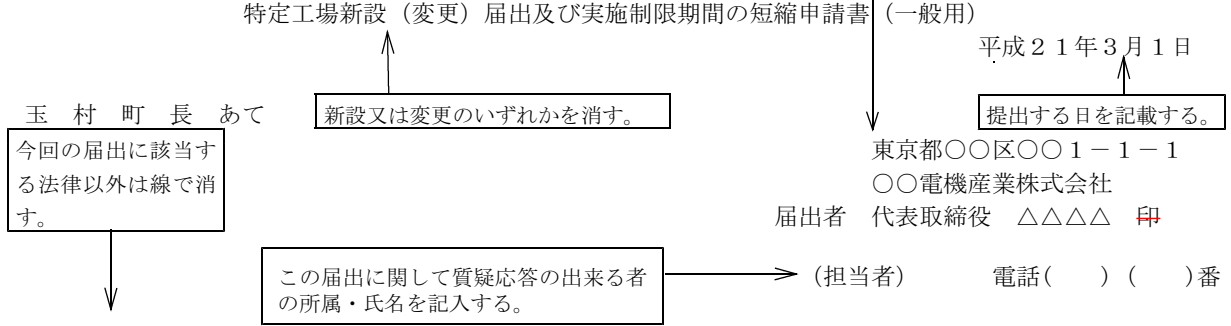


# 〔記 載 例〕

代理人による届出の場合は、委任状を添付し次の例によって記載する。  
 (委任状は一般的なもので良い。)  
 東京都〇〇区〇〇1-1-1  
 〇〇電機産業株式会社  
 代表取締役 〇〇〇〇  
 代理人  
 群馬県〇〇郡〇〇町〇〇番〇〇号  
 〇〇電機産業株式会社 △△工場  
 工場長 〇〇〇〇 印

様式第1 [第6条]



工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〔〒〕群馬県〇〇郡〇〇町〇〇番〇〇号(〇〇工場)			
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電機供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものに当たっては特定工場の種類)				
3	特定工場の敷地面積	変更前	㎡	変更後	㎡( )
4	特定工場の建築面積	変更前	㎡	変更後	㎡( )
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり			
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり			
7	工業団地の面積並びに工業団地の共通面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり			
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり			
9	特定工場の新設(変更)のため の工事の開始予定日	造成工事等 施設の設置工事	年 月 日 21年 6月 1日		
※整理番号 第 号		※備考			
※受理年月日 平成 年 月 日					
※審査結果					

※印欄は記入しないで下さい。◎この届出に関する面積の表示は小数点以下は切り捨てる。以下の書類も同じ。

工場敷地内の工場、事務所、倉庫等の全ての建築面積を記入する。

自社所有地はもちろん借地を含む当該工場の利用に供している全ての面積を記入する。(ただし、飛地、一団地内ではあっても社宅、寮等の用地及び、別の法人に貸与している用地は含まない。)

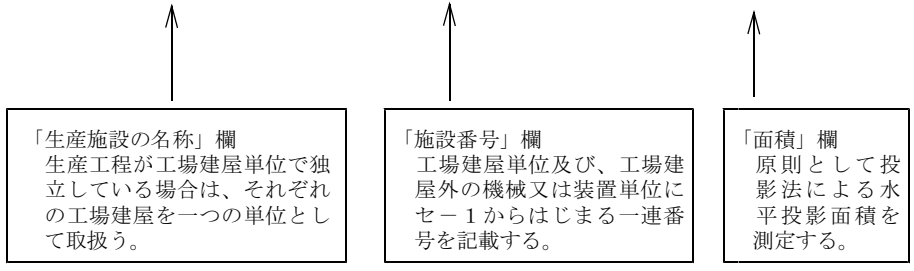
変更の届出の場合で、3・4の欄に変更があるときは、当該変更後の数値を記入し、( )書きで増減数値を記入する。(100㎡を増設して50㎡を撤去した場合は「+50」ではなく、「+100、△50」と記載する。)

製品及び日本標準産業分類の4ケタ分類に表示されている業種を記載するとともに、細分類番号(4ケタ)を( )書きで記入する。

別 紙 1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面 積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
部 品 工 場	セー 1	1,000	1,500	+500
塗 装 工 場	セー 2	500	1,000	△1,000、+1,500
⋮ ⋮ コンプレッサー室	⋮ ⋮ セー 2 1	6,000	4,000	△2,000
生産施設の面積の合計		18,000	20,000	△3,000、+5,000



- 備考1. 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載して下さい。  
ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは、当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないとき届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載して下さい。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは0と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載して下さい。
  - 法第8条の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には0と記載して下さい。
  - 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載して下さい。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載して下さい。
  - 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載して下さい。

- ◎ 生産施設 地下に設置されるものを除く次の施設
- 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程等」という。）を形成する機械又は装置が設置される建築物
  - 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの

◎ 変更の届出の場合は、「面積」欄を「変更前」と「変更後」に区分し、次のように記入して下さい。

	面 積 (㎡)		増減面積 (㎡)
	変 更 前	変 更 後	
(例1) 1,000㎡の生産施設を500㎡増設する場合	1,000	1,500	+500
(例2) 新たな単位の生産施設を1,500㎡増設する場合	0	1,500	+1,500
(例3) 1,000㎡の生産施設を500㎡をスクラップする場合	1,000	500	△500
(例4) 1,000㎡の生産施設を500㎡をスクラップし、同一単位の施設1,000㎡をビルドする場合	1,000	1,500	△500 +1,000
◎ 生産施設の面積の合計欄	3,000	5,000	△1,000 +3,000

別紙 2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1. 緑地及び環境施設の面積

「緑地の名称」欄  
区画毎に緑地の種類と設置場所を記載する。緑地の種類とは、樹林地（高木又は低木の混植地）、低木地（低木で被われているもの）、芝生、樹木と芝の混植地等をいい、設置の場所は記載例のとおり。

施設番号は、緑地については「リー1」、屋上緑化施設等については「ジー1」、緑地以外の環境施設については「カー1」とし、それぞれ1から始まる一連番号を記載する。

緑地の名称（様式例第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く）	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）	
部品工場西側 南門周辺 ：	樹林地 芝生 ：	変更前 1,200 1,000 ：	変更後 1,500 800 ：	+300 △500+300	
緑地面積（様式例第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く）の合計		79,500	84,500	△5,000+10,000	
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）	
倉庫屋上緑化施設	芝生	ジー1	500	500	
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の面積の合計		500	500		
緑地面積の合計		80,000	85,000	△5,000+10,000	
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）	
バレーボールコート テニスコート	カー1 カー2	1,200 1,000	1,500 800	△500+800 △200	
緑地以外の環境施設の面積の合計		2,200	2,300	△700+800	
環境施設の面積の合計		82,200	87,300	△5,700+10,800	

「緑地以外の環境施設の名称」欄  
池、噴水、野球場、テニスコート等具体的に記入する。

「面積欄」  
原則として、さく、置石、へい等で区画された土地の面積を一つに単位として取り扱う。変更届出の場合は面積欄を「変更前」と「変更後」に区分し、記載方法は生産施設の記入に準じて記入する。

「緑地」 ※定義参照。  
いわゆる普通の緑地。  
「様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地」  
建築物屋上等緑化施設など。

【定義】

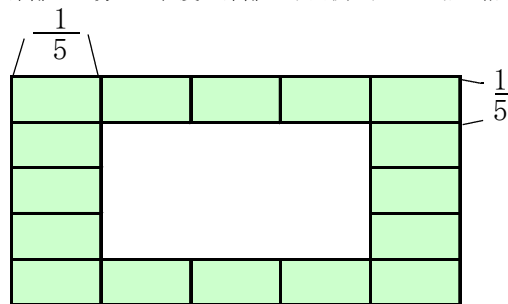
- ◎緑地 次に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。
- 一 樹木が育成する10平方メートルを超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの。
    - イ 10平方メートル当たり高木（成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）が1本以上あること。
    - ロ 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。以下同じ。）が20本以上あること。
  - 二 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が覆われている10平方メートルを超える土地又は建築物屋上等緑化施設
- ◎環境施設 噴水、水流、池その他の修景施設（滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰棚等）、広場その他これらに類する施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。
- 一般的な駐車場、原材料等の置場、クラブハウスは含まれない。

2. 環境施設の配置

敷地面積に対して15%以上の環境施設を周辺部に配置する。		工場周辺地域の住宅、学校、病院等の施設の設置の状況、河川、公園、山等の存在、その他の土地利用の状況と緑地等の配置について記載する。	
緑地及び緑地以外の環境施設を含めて記入する。			
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー-1、リー-13、リー-19、カー-2、カー-4		
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	18,000 m <sup>2</sup>		
配置について勘察した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	工場西側に住宅地があるので、団地住民の生活環境を保持する為工場西側に高木からなる緑地を厚く配置し、緑地以外の環境施設も住宅団地に近い工場西側に集約し、地域住民にも開放できるように配置した。工場周辺部には高木を配置し、地域の生活環境の保全に配慮した。		

※敷地周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線間に形成される部分です。

【例 敷地周辺部 (  ) 部分】



別紙 3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称	〇〇工業団地		
工業団地の所在地	群馬県〇〇郡〇〇町		
工業団地の面積	777,777 m <sup>2</sup>		
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計	555,555 m <sup>2</sup>		
工業団地共通施設の面積の合計	55,555 m <sup>2</sup>		
うち緑地 (様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く)	面積	33,333 m <sup>2</sup>	/
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	0 m <sup>2</sup>	
うち緑地以外の環境面積	面	22,222 m <sup>2</sup>	種 公園
その他の共通施設	面	m <sup>2</sup>	種
その他の施設	面	16,667 m <sup>2</sup>	種 道路・水路
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明	<p>工業団地共通施設とは、工業団地の造成と一体的に計画される非分譲の土地であり、緑地、緑地以外の環境施設、公害防止施設、工業団地管理事務所、集会場、駐車場等の設けられる敷地をいう。ただし、団地内に存在する国道、県道、市町村道は除かれる。</p> <p>その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通の面積の合計を減じた面積を記載すること。</p>		

◎ この様式は、特定工場が工業団地内に立地する (している) 場合のみ記入する。工業団地以外に立地している場合は記入する必要はない。